(b)　「クウェート」とは、クウェート国の領域をいい、クウェートの領海の外側に位置する区域であって、クウェートが主権的権利又は管轄権を行使することができる区域として、国際法に従い、クウェートの法令により指定したもの又は今後指定することのあるものを含む。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はクウェートをいう。

(d)　「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はクウェートの租税をいう。

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(h)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(i)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j)　「国民」とは、次の者をいう。

(1)　日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(2)　クウェートについては、クウェートの国籍を有するすべての個人及びクウェートにおいて施行されている法令によってその地位を与えられたすべての法人、組合又は団体

(k)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(1)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(2)　クウェートについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(l)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

2　一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　(a)から(c)までの規定により居住者の地位を決定することができない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

4　この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。

第五条　恒久的施設

1　この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a)　事業の管理の場所

(b)　支店

(c)　事務所

(d)　工場

(e)　作業場

(f)　鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3　建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が九箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。

4　1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a)　企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b)　企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c)　企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d)　企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e)　企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f)　(a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5　1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。

6　企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行っているという理由のみによっては、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。もっとも、当該代理人の活動が専ら又は主として当該企業に代わって行われる場合には、当該代理人は、この6に規定する独立の地位を有する代理人とはされない。